

三条民商

三条民主商工会
 三条市興野2-16-29
 TEL32-2710
 FAX32-2718
 2018年1月29日
 2306号

確定申告

平成29年分確定申告のおもな留意点

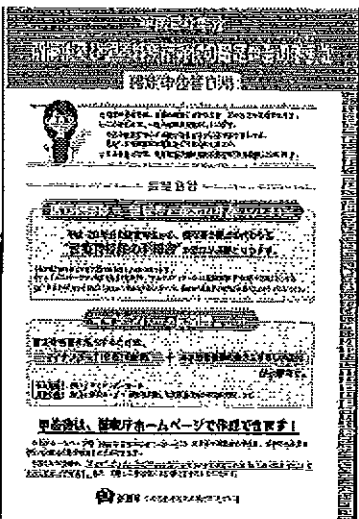
確定申告書がそろそろ届き始めます。もうすでに計算も終わり準備万端の人、これから一年間の領収書と悪戦苦闘しながら計算する人など様々だと思います。今年の申告の計算をする上での留意点を上げておきます。

今回の申告から

□その年中に健康の保持増進及び疾病の予防として一定の取組を行う居住者が特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除は、その者の選択により、セルフメディケーション税制による医療費控除の特例を受けることができるようになりました。

□医療費控除について、その適用を受ける者は、「医療費控除の明細書」又は医療保険者等が発行する医療費通知書を確定申告書の提出の際に添付しなければならぬこととされました（セルフメディケーション税制による医療費控除の特例を適用する場合は、「セルフメディケーション税制の明細書」を添付します。）。

□給与所得控除の上限額が220万円（給与収入1,000万円を超える場合の給与所得控除額）に引き下げられました。



以前の申告から

□16歳未満の扶養控除がなくなっています。

□生命保険料控除の見直し
 一般・年金・介護医療に区分され控除額12万円に
 □火災保険料の控除は不可、地震保険料に5万円程度
 □復興特別所得税が徴収されています。

所得税の2.1%（所得税が0円の人には徴収されません）

□簡易課税制度のみなし仕入率が改正されています。

○金融業及び保険業が、第四種事業から第五種事業へ（みなし仕入率60%↓50%）

○不動産業が第五種事業から新たに設けられた第六種事業へ（みなし仕入率50%↓40%）

班会に参加しましょう！

各支部で班会が開かれます。班会では今年の申告の注意点、記帳での悩み、相談などみんなで話し合いながら進めていきたいと思います。今まで班会に参加されたことがない人も積極的に参加して納税者の権利を身に付け確定申告を迎えましょう。



共済会学習会

民商の共済の内容や手続きについての学習をします。その後、お風呂に入ってお風呂も入ります。日頃の疲れを癒し是非、「ご参加ください！」

日時 2月4日（日）
 10時半より
 場所 しらさぎ荘 会費2000円



婦人部 第20回総会を開催

三条民商婦人部では、1月19日第20回婦人部総会を開催し来賓に坂井鉄雄会長・小林勝幸副会長が出席されました。



飛田野野婦人部長の挨拶で「今年5月に全商連総会が新潟県で10月には全婦協総会が東京で開催されます。総会に向けて拡大でまたお世話になります。よろしくお願いします。また、憲法を生かす3000万人署名・所得税法56条廃止の署名にもご協力お願いします。」と呼びかけました。続いて活動報告・方針・決算予算報告・役員などの提案がされ拍手で採択されました。

第二部は、春秋まるいさんで新年会を兼ねて懇親会を開きました。食べきれない程のたくさんのおいしい料理とお酒で会話も盛り上がりました。

労働保険加入者のみなさんへ

労働保険料第三期分の納付期限です！

☆労働保険料の第三期分の口座引き落としは1月31日です。□座残高の確認をお願いします。引き落とし以外の方も早めの納入をお願いします。



民商の共済へ入りませんか！

◆無条件で加入できる
 民商会員とその配偶者は年齢を問わず、入院・通院中にも加入できます。会費は前納制で月1,000円です。

◆心かよう仲間がいる
 「目くばり、気くばり、心くばり」を合言葉に、身近な班や支部ごとに何でも相談しあえる運営をしています。

民商の共済の制度が新しくなりました

75歳以上の入院見直し

1日 2,000円

1日 3,000円

発病期間の短縮

1年

6ヶ月